

(様式3)

公立病院改革プランの概要

団 体 名	十和田市						
プランの名称	十和田市立中央病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年		3月		31日		
対 象 期 間	平成 21年度		～		平成 27年度		
病院の現状	病 院 名	十和田市立中央病院					
	所 在 地	青森県十和田市西十二番町14番8号					
	病 床 数	379床(一般病床325床、精神神経科病床50床、感染症病床4床)					
	診 療 科 目	内科(3内科)、産婦人科、小児科、泌尿器科、整形外科、外科、脳神経外科、麻酔科、皮膚科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、総合診療科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>本院は、香川県より広い面積である青森県の上十三地域保健医療圏の中核病院として位置づけられており、地域住民の保健・医療の確保に努め、救急、小児科、精神神経科等の不採算部門の医療を提供するとともに、圏域唯一の常勤医のいる脳神経外科を含め、がん放射線治療など急性期医療における高度医療を提供している。</p> <p>特に、東北初となるがん放射線治療の高度医療機器トモセラピーを用いたがん治療を行うとともに、がん患者のための緩和ケア医療を提供し、総合的ながん治療を行っている。</p> <p>また、平成17年度から常勤産婦人科医不在により産婦人科を休診していましたが、平成20年9月から産婦人科医を確保し、当院の助産師を活用することにより院内助産院を開設し、正常分娩については当院において行い、その他については、八戸市民病院等と連携し紹介することとし、周産期医療を担っていく。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分除く) 病院事業債元利償還金の2/3(H14年度以前分ないし1/2(H15年度以降分)相当額 精神病院運営に関する経費 リハビリテーション医療に要する経費 小児医療に要する経費 救急医療の確保に要する経費 高度医療に要する経費 保健衛生行政事務に要する経費 経営基盤強化対策に要する経費 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	88.8	74.4	89.2	94.3	94.5	
	職員給与費比率	60.3	61.9	48.5	46.8	46.1	
	病床利用率(一般)	68.9	69.2	80.0	81.5	82.8	
	入院患者単価(一般)	40,116	40,900	42,400	42,400	42,400	
	入院患者単価(精神)	15,728	16,400	16,900	16,900	17,069	
	1日平均入院患者数(一般)	224	225	260	265	270	
	1日平均入院患者数(精神)	32	28	45	45	45	
	外来患者単価(一般)	8,508	9,478	9,900	9,999	9,999	
	外来患者単価(精神)	2,455	4,000	4,200	4,200	4,200	
	1日平均外来患者数(一般)	658	568	730	740	750	
	1日平均外来患者数(精神)	91	37	53	55	55	
上記目標数値設定の考え方	<p>平成27年度の経常黒字化を目指し、収支計画の数値をもとに算出している。任意項目については、医療提供の内容を反映し、直接収益に結び付く内容を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度：27年度)</p>						

団体名 (病院名)	十和田市 (十和田市立中央病院)
--------------	---------------------

団 体 名							
プ ラ ン の 名 称							
策 定 日		平成 年 月 日					
対 象 期 間		平成 年度 ~ 平成 年度					
病院の現状	病 院 名						
	所 在 地						
	病 床 数						
	診 療 科 目						
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	24年度	25年度	26年度	27年度		備考
	経常収支比率	94.7	96.3	99.6	101.1		
	職員給与費比率	46.1	46.2	46.2	45.7		
	病床利用率(一般)	86.2	86.2	86.2	85.9		
	入院患者単価(一般)	42,400	42,400	42,400	42,400		
	入院患者単価(精神)	17,069	17,069	17,069	17,069		
	1日平均入院患者数(一般)	280	280	280	280		
	1日平均入院患者数(精神)	45	45	45	45		
	外来患者単価(一般)	9,999	9,999	9,999	9,999		
	外来患者単価(精神)	4,200	4,200	4,200	4,200		
	1日平均外来患者数(一般)	750	750	750	750		
	1日平均外来患者数(精神)	55	55	55	55		
	上記目標数値設定の考え方	平成27年度の経常黒字化を目指し、収支計画の数値をもとに算出している。任意項目については、医療提供の内容を反映し、直接収益に結び付く内容を選択した。 (経常黒字化の目標年度：27年度)					

				団体名 (病院名)	十和田市 (十和田市立中央病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
紹介率		52.1%	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	
逆紹介率		45.2%	46.0%	46.5%	47.0%	47.5%	
平均在院日数		16.1	17.5	18.0	18.0	18.0	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	平成19年度から物品管理業務の委託を実施。 平成20年度から給食調理・配膳業務の委託実施。 平成20年度から一部電話交換業務の委託実施。平成21年度から全面委託。					
	事業規模・形態の見直し	平成22年度からの公営企業法全部適用実施に向け、検討・調整を進め、平成21年度中に結論を得る。					
	経費削減・抑制対策	給食調理・配膳業務の委託による単労職員の7名及び日日雇用職員17名削減(平成20年度実施・年17百万円) 深井戸使用による水道料金の削減(平成20年度から・年2百万円) 中央材料室業務、薬品発注管理業務、薬品搬送業務の委託により、単労職員4名及び非常勤看護助手9名削減(平成20年度から・年11百万円) ジェネリック薬品への切替推進による薬品費の削減(平成19年度から・年20百万円) 委託業務見直しによる委託費(清掃、警備、保守等)増大の抑制(平成20年度から・年40百万円)					
	収入増加・確保対策	良質な医療の提供と収益性の向上を図るため、診療報酬制度に的確に対応し、DPCを取得する。(平成20年度から・年100百万円) 病院駐車場を有料化する。(平成21年度から・年7.2百万円) 医療請求漏れ、査定減の防止の徹底を図る。(平成20年度0.16%以内、平成21年度0.14%以内、平成22年度0.12%以内・年3百万円) 地域医療支援病院基準を取得する。(平成21年度から・年150百万円) 医師確保への取組を強化する。(平成20年9月産婦人科医着任・年140百万円) 高度医療機器(トモセラピー)導入による放射線治療など、がん総合診療体制を強化する。(平成20年度から・年120百万円)					
	その他	平成20年度から後期臨床研修生を受入れ。(平成20年度2名) 地域医療連携をさらに進め、紹介率向上を図る。(登録医を毎年増やす。) 新病院敷地外に分散して有している駐車場等として利用している土地を売却。(平成22年度実施予定・100百万円)					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況(一般)	17年度	65.1%	18年度	71.0%	19年度	68.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	上十三自治体機能再編計画を見据え、平成17年11月に一般病床50床削減。また、新病院建設においても50床削減で整備。平成19年4月に精神科病床50床削減。 平成17年度から常勤産婦人科医の不在による病床利用の低迷、また新病院オープンに伴う混乱回避のための診療制限による病床利用が低迷しているが平成20年9月から常勤産婦人科医の確保及びベットコントローラーによる病床利用の効率化により病床利用率の向上が見込まれる。					

				団体名 (病院名)	十和田市 (十和田市立中央病院)	
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		24年度	25年度	26年度	27年度	備考
紹介率		52.1%	60.0%	61.0%	62.0%	
逆紹介率		45.2%	46.0%	46.5%	47.0%	
平均在院日数		16.1	17.5	18.0	18.0	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入				
		事業規模・形態の見直し				
		経費削減・抑制対策				
		収入増加・確保対策				
		その他				
各年度の収支計画						
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	18年度	19年度		
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等					

団体名 (病院名)	十和田市 (十和田市立中央病院)
--------------	---------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する青森県上十三地域保健医療圏には、公立病院が5病院が所在。 (十和田市立中央病院(十和田市379床(一般325・精神50・感染症4))、三沢市立病院(三沢市220床)、六戸町国保病院(六戸町30床)、公立七戸病院(中部上北広域事業組合120床)、公立野辺地病院(北部上北広域事業組合228床(一般180、療養48)))		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	当院は、平成19年3月に上十三自治体病院機能再編計画を策定しているところであり、さらに平成20年度策定の県医療計画を踏まえ、計画的に圏域の機能再編を進めていく。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年3月策定済	<内容> 広大な行政区域を抱える当圏域では、中核的な機能を担う病院を確保し、周辺の病院との連携のもと、医療資源を有効に活用しつつ地域住民に適切な医療を効率的に提供できる体制を構築することを目指す。 当院は、圏域における唯一の脳神経外科医常勤施設として、隣接する三沢病院及び周辺病院との連携強化を図る。また、がん治療においては、化学療法が進んでいる三沢病院と、先進的放射線治療器トモセラピーの導入や緩和ケアに重点を置いて取り組んでいる当院とで、お互いの特長を活かし連携することで、患者の容態に応じた適切ながん治療の県内先進的取組み地域を目指して取り組んでいく。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年3月	<内容> 平成22年度からの公営企業法全部適用実施に向け、院内で検討・調整を進め、平成21年度中に結論を得る。 また、経営が改善されない場合は、さらなる経営形態の見直しを念頭におき検討する。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	病院運営審議会を活用し、毎年取組状況の報告、点検、評価を行う。 病院運営審議会の構成メンバー 市議会議員6人及び学識経験を有する者6人の計12人 公表については、市広報・HPに掲載する。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	年 2回 (7月 ・ 11月)		
その他特記事項		当面地方公営企業法全部適用の体制で改革に取り組むが、平成22年度中に経営が改善されない場合には、更なる経営形態の見直しに直ちに取り組む。また、今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、計画の見直しによる更なる費用の削減、繰入金の増額等により、計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図る。また、累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(平成25年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこととする。		

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度										
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
収入	1. 医業収益 a	5,215	5,241	5,096	6,465	6,648	6,728	6,732	6,732	6,732	6,732
	(1) 料 金 収 入	5,032	5,052	4,876	6,097	6,218	6,298	6,298	6,298	6,298	6,298
	(2) そ の 他	183	189	220	368	430	430	434	434	434	434
	うち他会計負担金	103	106	107	120	120	120	120	120	120	120
	2. 医業外収益	444	429	598	585	861	754	739	731	724	707
	(1) 他会計負担金・補助金	381	364	539	520	696	689	674	665	659	641
	(2) 国(県)補助金	19	23	17	17	17	17	17	18	17	18
	(3) そ の 他	44	42	42	48	148	48	48	48	48	48
	経常収益(A)	5,659	5,670	5,694	7,050	7,509	7,482	7,471	7,463	7,456	7,439
	支出	1. 医業費用 b	6,113	6,058	7,089	7,498	7,377	7,360	7,349	7,285	7,074
(1) 職 員 給 与 費 c		3,249	3,159	3,150	3,134	3,114	3,104	3,107	3,110	3,113	3,076
(2) 材 料 費		1,194	1,182	1,070	1,132	1,132	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
(3) 経 費		832	824	1,295	1,398	1,409	1,409	1,410	1,410	1,351	1,351
(4) 減 価 償 却 費		180	171	800	878	879	877	877	820	675	602
(5) そ の 他		658	722	774	956	843	828	813	803	793	793
2. 医業外費用		200	329	556	588	562	540	514	442	390	367
(1) 支 払 利 息		83	180	342	391	366	351	339	317	300	282
(2) そ の 他		117	149	214	197	196	189	175	125	90	85
経常費用(B)		6,313	6,387	7,645	8,086	7,939	7,900	7,863	7,727	7,464	7,331
経常損益(A)-(B)(C)	654	717	1,951	1,036	430	418	392	264	8	108	
特別損益	1. 特別利益(D)	201	302	482	502	652	102	102	102	102	2
	2. 特別損失(E)	10	7	8	7	7	7	7	7	7	7
	特別損益(D)-(E)(F)	191	295	474	495	645	95	95	95	95	5
純 損 益 (C)+(F)	463	422	1,477	541	215	323	297	169	87	103	
不良債務	累 積 欠 損 金 (G)	1,338	1,760	3,237	3,778	3,563	3,886	4,183	4,352	4,265	4,162
	流 動 資 産 (ア)	993	1,002	989	1,189	1,247	1,264	1,264	1,266	1,259	1,488
	流 動 負 債 (イ)	1,976	2,385	1,799	1,940	1,234	1,043	953	699	378	372
	うち一時借入金	1,590	1,810	1,420	1,540	840	650	560	310	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)										
当年度同意等債で未借入又は未発行の額											
差引 不良債務(オ)	983	1,383	810	751	13	221	311	567	881	1,116	
単年度資金不足額(カ)	373	400	810	59	764	208	90	256	314	235	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.6	88.8	74.5	87.2	94.6	94.7	95.0	96.6	99.9	101.5	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	18.8	26.4	15.9	11.6	-0.2	-3.3	-4.6	-8.4	-13.1	-16.6	
医業収支比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	85.3	86.5	71.9	86.2	90.1	91.4	91.6	92.4	95.2	96.7	
職員給与対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	62.3	60.3	61.8	48.5	46.8	46.1	46.2	46.2	46.2	45.7	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	983	1,383	2,193	1,935	973	566	278	177	689	1,116	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	18.8	26.4	43.0	29.9	14.6	8.4	4.1	-2.6	-10.2	-16.6	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	18.8	26.4	15.9	11.6	-0.2	-3.3	-4.6	-8.4	-13.1	-16.6	
病 床 利 用 率	71.0	68.9	69.2	80.0	81.5	82.8	86.2	86.2	86.2	85.9	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

'N年度 単年度資金不足額' = ('N年度の不良債務額' - 'N-1年度の不良債務額')

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円' = ('22年度不良債務額 20百万円' - '21年度不良債務額10百万円')

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区分											
収 入	1. 企業債	3,643	9,733	3,052	78	50	50	50	50	50	50
	2. 他会計出資金	155	270	318	327	285	284	383	229	238	245
	3. 他会計負担金										
	4. 他会計借入金										
	5. 他会計補助金										
	6. 国(県)補助金	30	25	236	19						
	7. その他										
	収入計(a)	3,828	10,028	3,606	424	335	334	433	279	288	295
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)										
	前年度許可債で当年度借入分(c)										
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	3,828	10,028	3,606	424	335	334	433	279	288	295	
支 出	1. 建設改良費	3,698	9,918	2,073	112	50	50	50	50	50	50
	2. 企業債償還金	241	322	464	806	741	750	978	678	707	730
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. その他										
支出計(B)	3,939	10,240	2,537	918	791	800	1,028	728	757	780	
差引不足額(B) - (A) (C)	111	212	1,069	494	456	466	595	449	469	485	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金				494	456	466	595	449	469	485
	2. 利益剰余金処分量										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	111									
計(D)	111	0	0	494	456	466	595	449	469	485	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	0	212	1,069	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入又は未発行の額(F)											
実質財源不足額(E) - (F)	0	212	1,069	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収益的収支	(200,000)	(300,000)	(479,770)	(500,000)	(790,000)	(240,000)	(230,000)	(230,000)	(230,000)	(120,000)
資本的収支	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	154,931	270,348	318,246	326,588	284,564	284,310	383,438	229,095	238,390	245,257
合計	(200,000)	(300,000)	(479,770)	(500,000)	(790,000)	(240,000)	(230,000)	(230,000)	(230,000)	(120,000)
	839,131	1,040,942	1,444,361	1,466,274	1,749,710	1,193,579	1,276,412	1,113,860	1,116,523	1,006,462

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。